明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

2　前項の規定にかかわらず、外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に係る法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所（法第四十七条第三項に規定する外国銀行外国営業所をいう。以下同じ。）の業務（法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介を当該外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからハまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからハまでに規定する外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介

イ　外国銀行支店に係る外国銀行の子会社等である外国銀行

ロ　外国銀行支店に係る外国銀行を子会社等とする外国銀行

ハ　外国銀行支店に係る外国銀行を子会社等とする親会社等の子会社等である外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

二　外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び前号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介（当該業務の代理又は媒介を外国において行う場合に限る。）

第十四条の二第一項第四号及び第五号中「規定する」を「掲げる」に改める。

第十四条の四中「この章」を「この章、第十七条の七の三第一項及び第三項」に、「及び第三十五条第一項」を「並びに第三十五条第一項」に、「この章に」を「この章及び第十七条の七の三第三項に」に改める。

第十四条の十一の八第二項第三号ただし書中「前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号」を「前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号」に改める。

第十四条の十一の九の二第三号イ、第十四条の十一の十一第一項及び第十四条の十一の十六第一項中「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加える。

第十四条の十一の十八第一項中「第三十七条第一項各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第十四条の十一の二十三第一項及び第三項中「第三十七条の三第一項各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を加える。

第十四条の十一の二十五第一項第一号中「第五号まで」の下に「に掲げる事項」を加え、同項第三号ロ中「以下第十四条の十一の三十まで」を「次項及び第十四条の十一の三十の二第二号ハ」に改める。

第十五条第四項中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改める。

第十七条の二第四項中「第七項」を「第十項」に改め、同条第五項第一号ロ中「信用組合」を「信用協同組合」に改め、同条第六項中「及び第十六条の三第七項」を削り、「株式会社とする」を「会社とする」に改め、同項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者」を「中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）」に改め、「の日」の下に「又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日」を加え、「若しくは前年」を「又は前年」に改め、同項第三号を削り、同項第二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する」を削り、「の日」の下に「又は新事業活動の開始の日」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

第十七条の二第六項第五号から第十一号までを削り、同条第十一項中「第七項及び第八項」を「第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項第四号中「、第十一号又は第十二号」を「又は第十一号から第十二号の二まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項中「前二項の」を「第六項から前項まで（第八項を除く。）の」に、「次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という」を「特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第十七条の七の三第二項において同じ」に、「前二項に」を「第六項若しくは第九項に」に改め、「及び第十七条の六第一項第九号」を削り、「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社」を「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この章及び第三十五条第一項第十三号において「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）」に、「終了する日」を「終了する日）をいう」に、「処分基準日」という」を「同じ」に、「新規事業分野開拓会社等は」を「新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第十七条の六第一項第九号及び第十七条の七の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は」に、「当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項」を「新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行に係る同項第十二号の二」に改め、「定める会社に」の下に「それぞれ」を加え、同項ただし書中「同じ。）の」を「同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第十七条の六第一項第九号、第十七条の七の三第三項及び第三十五条第一項第十三号において同じ。）の」に、「総株主」を「総株主等」に改め、「いう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　第七項及び第十項の規定にかかわらず、銀行又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　中小企業者の発行する株式等に係る議決権　五年

二　中小企業者以外の会社の発行する株式等に係る議決権　三年